

光化学オキシダント植物影響評価検討会 開催要綱

1. 開催趣旨

光化学オキシダントは、環境基準の設定以降に多くの科学的知見が蓄積している状況であることに加え、植物による二酸化炭素吸収を阻害することから、気候変動という観点からも影響が懸念されている大気汚染物質である。このような背景を受け、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において、「気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について〈光化学オキシダント対策ワーキングプラン〉」を提示し、光化学オキシダントの健康影響に係る環境基準の再評価と植物影響を勘案した環境基準の検討を視野に入れ、知見の取りまとめを推進していく方針を示した(参考資料1参照)。

環境省では、この方針等を踏まえ、大気環境改善等の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に、学識経験者からなる光化学オキシダント植物影響評価検討会を水・大気環境局で開催し、光化学オキシダントの植物影響に関する評価について検討することとする。なお、光化学オキシダントの健康影響に関する評価について検討するため、別途、光化学オキシダント健康影響評価検討会を開催する。

2. 運営方針

(1) 構成及び運営

- ・ 検討会は、農学・理学・環境科学等に関する学識経験者を委員として構成する。
- ・ 検討会には座長をおき、座長は委員の互選により定める。座長は会議の議事運営にあたることとする。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- ・ 検討会では、光化学オキシダントの植物影響に関連する各種調査研究結果等の共有、光化学オキシダントの植物影響評価の方針に関する検討及び植物影響評価に関する議論を行う。

(2) 議事等の公開

- ・ 検討会の議事及び配付資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれのある場合又は特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、座長は、その理由を明らかにした上で検討会の議事又は配付資料を非公開とすることができる。
- ・ 公開した検討会の議事録は、検討会終了後に作成し、公開する。

(3) その他

上記に規定するもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は座長が定めることができるものとする。

3. 検討事項

国内外の光化学オキシダントとその植物影響に関する科学的知見を踏まえ、以下の事項を検討する。

- 光化学オキシダントの農作物に対する影響
- 光化学オキシダントの農作物以外の植物に対する影響
- 光化学オキシダントの植物影響の評価

4. スケジュール

令和4年3月の第1回開催後、上記3. の検討事項について数回にわたって審議・検討を行った後、光化学オキシダントの植物影響評価に関する検討結果をとりまとめる。